

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬等の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いのある方の火葬等については、ご遺族の意向をできるだけ尊重しつつ、火葬業務従事者の安全・安心に配慮し、火葬業務を継続的に行うため、「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いのある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン（厚生労働省・経済産業省）」等に準拠し、下記のとおり対応することとします。

1 対象

この取扱いの対象となる火葬は、下記各号のいずれかに該当する場合とします。

- (1) 新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染が疑われPCR検査等を受けており、火葬時に陰性が判明していない方の火葬

2 受付及び受入等について

(1) 受付

各市町村の窓口を通して火葬場に火葬の予約を行っていただきます。

通常の火葬と異なる対応が必要なため、必ず新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いのある方の火葬であることを申し出てください。

なお、死亡診断書において死亡の原因がはっきりしない場合等、医療機関に確認することがあります。

火葬の時間帯については、通常の火葬終了後とさせていただきます。ただし、各火葬場の使用状況によっては、時間を調整し決定させていただきます。

(2) ご遺体の受入

ご遺体は、接触感染を避けるため非透過性納体袋に収納・密閉し袋の表面を消毒したうえで、納棺された状態で受け入れます。（※ 国のガイドラインに基づく処置をお願いします）

3 火葬・収骨等について

(1) 来場者

火葬場に来場される参列者については、5名までとし、必ずマスクの着用及び手指消毒をお願いします。

無症状を含む濃厚接触者で陰性が判明していない方、発熱、咳などの症状があり体調の悪い方及び持病等をお持ちの方は、来場をご遠慮ください。

(2) 火葬・収骨

ご遺体は、告別室から出入りを行い、炉前ホールで、棺を火葬炉へ移します。

火葬場内では、納体袋の開封や棺の蓋や小窓の開閉はできません。

火葬終了までの間は、待合室の使用を制限しますので、お車などでお待ちください。

収骨については、通常の火葬同様、ご遺族で行うことができます。

4 その他

火葬場職員は、マスク、防護服、手袋、ゴーグルなどを着用し対応させていただきます。

火葬、収骨終了後、消毒液を用いて火葬場内を消毒します。